

## 第4回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

### 最低賃金専門部会議事要旨

#### 1 日 時

令和5年10月30日（月） 午後13時00分～

#### 2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人  
労働者側委員 : 3人  
使用者側委員 : 3人

#### 4 審議事項

特定最低賃金金額審議について

#### 5 議事要旨

##### (1) 最低賃金金額審議について

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

前回提示額から2円引き下げた40円を再提示する。

船舶製造業で働く全ての労働者に適用される特賃の引き上げ幅は、大手企業と最低限度同程度でなければならないと考える。

今季春闘の船舶製造業に関する企業の賃金改善の平均である4%を基準とし、現行1,003円に4%を乗じた40円を再提示する。

##### 【使用者側の意見要旨】

前回提示額から3円引き上げた35円を再提示する。

今までの提示額は、業界の賃上げ率を根拠としていたが、視野を広げ物価に配慮した金額を提示する。

本審資料にある岡山県の消費者物価指数の今年6月の対前年アップ率3.5%を現行1,003円に乘じた35円を再提示する。

(2) 労使協議について

金額提示後、労使双方から労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。労使協議の結果、38 円で労使合意した。

(3) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）